

<個別案件確認表（組織委員会）>

組織委員会担当確認年月日

2020年2月18日

東京都作業部会確認年月日

2020年2月19日

事業名 選手村マネジメント

案件名 パラリンピック競技大会ロードサイクリング選手用宿泊施設の借上げ

確認の視点	組織委員会の見解	備考
経費の負担が平成29年5月31日の合意の考え方に基づくものであること	<ul style="list-style-type: none"> ・本件は、東京パラリンピック競技大会（以下「本大会」という。）期間中、パラリンピックロードサイクリング選手用宿泊施設（以下「宿泊施設」という。）となるホテルを借り上げるものである。 ・本大会では、ロードサイクリング競技を富士スピードウェイ及びその周辺で行うが、競技会場が晴海選手村から50km以上離れており、かつ車で60分以上離れた場所に位置しているため、競技大会ガイドに基づき、会場により近い選手用宿泊施設を提供する必要がある。 ・本契約により、既存のホテルを借上げ、選手や役員の滞在、宿泊及び施設利用に関して必要なサービスを提供する。 ・本業務は、パラリンピック期間中に必要な経費として大枠合意に基づき、パラ経費相当分の1/4を東京都が負担する妥当性がある。 	
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること	<ul style="list-style-type: none"> ・当該事業は、宿泊施設の提供・運営に必要な借上げについて契約するものであり、本大会の期間を通じて確実かつ安定的なサービスを提供する必要がある。 ・宿泊施設の運営は組織委員会が全面的に担うことから、組織委員会が本件を一括執行する合理性が認められる。 	
経費の内容等が必要性（必要な内容、機能かなど）、効率性	<ul style="list-style-type: none"> ・当該事業は、競技大会ガイドで規定のある宿泊施設を借り上げるものである。当該宿泊施設は本大会期間中における選手や役員の滞在の場となるため、大会運営上必須の事業である。 	必要性

<p>(適正な規模、単価かなど)、納得性(類似のものと比較して相応かなど)等の観点から妥当なものであること</p>	<p>効率性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・大会関係者が宿泊に必要となる部屋数を借上げ、かつ借上げ期間についても競技スケジュールに合わせて最小限に留めることで、適正な規模での借上げを行うものである。 ・経費については、一般的なホテル宿泊料金と比較し、市場価格等と乖離していないため妥当である。 	
	<p>納得性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・借上対象施設は、競技会場からも近く、アクセス対応の設備が備わっているなど、パラリンピックにおける選手用宿泊施設として使用することに妥当性がある。 ・既存のホテル借上げに当たっては、これらの施設を熟知し日常的に施設でサービス提供を行っている、当該ホテルを通じて実施することが最も妥当である。 	
<p>その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・本件は、パラリンピック競技大会における宿泊施設の運営において必要不可欠の業務である。 ・当該案件は選手村マネジメント F A 所管の V4 の予算内である。 	

* 公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。